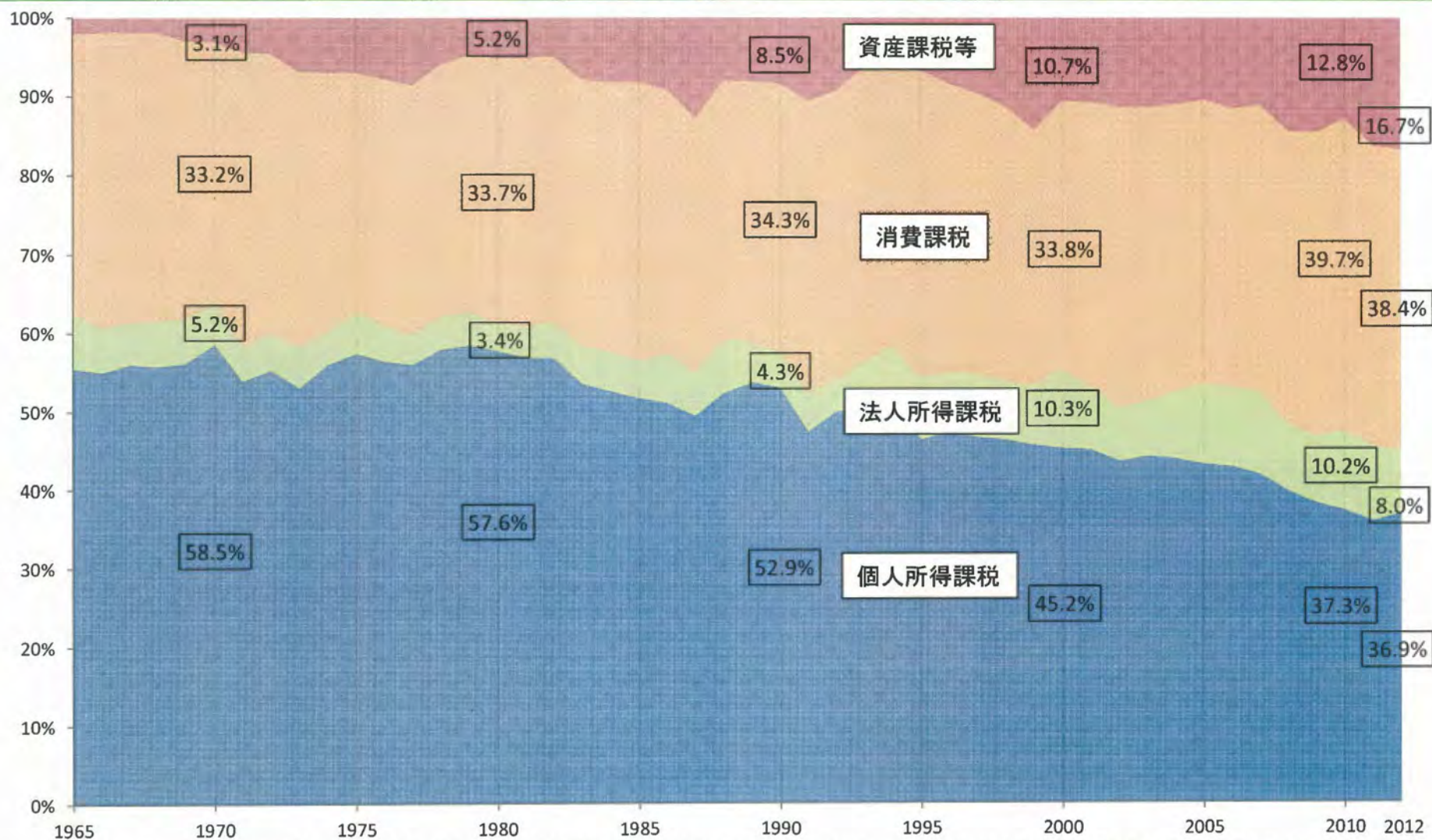
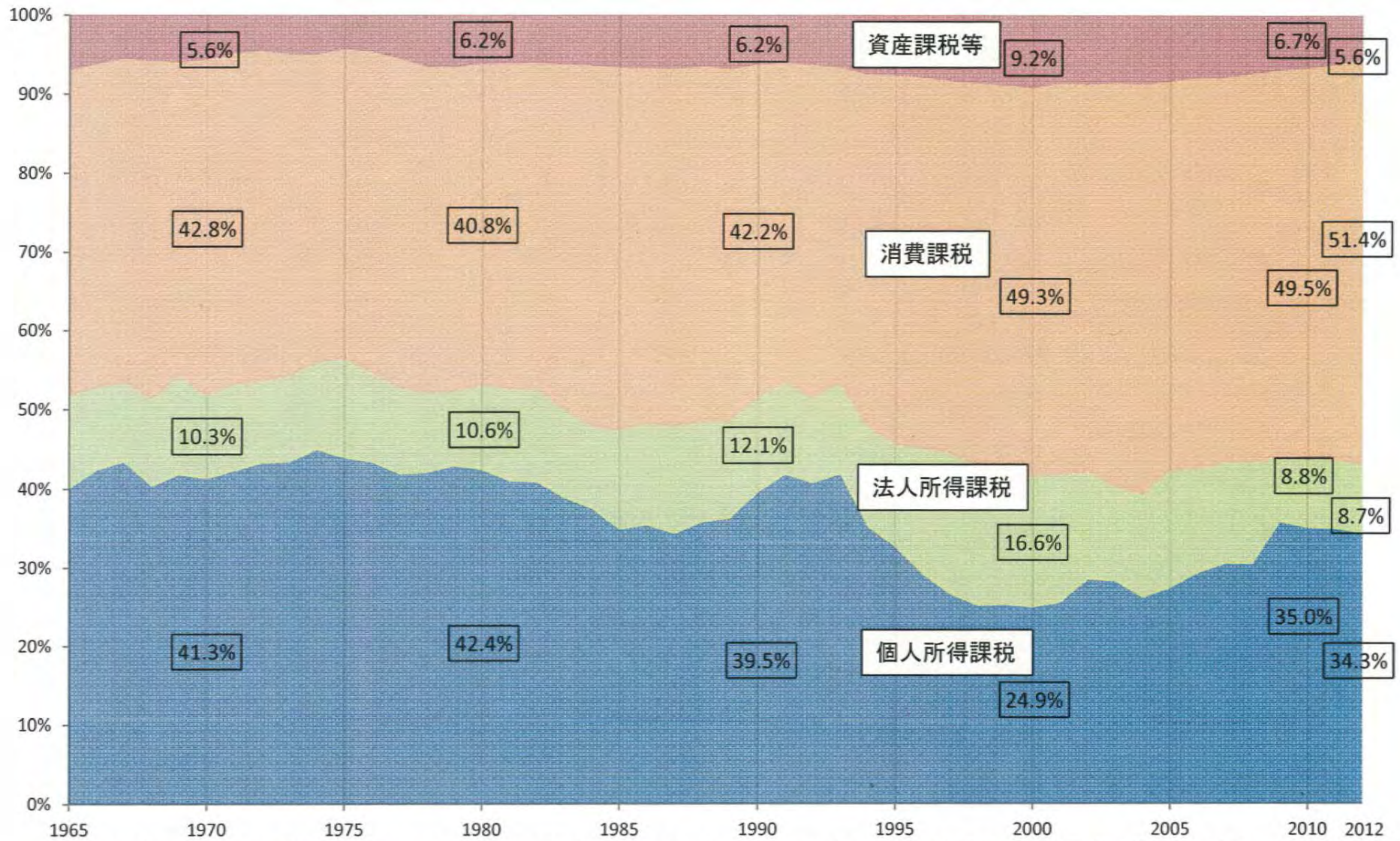


スウェーデンにおける所得・消費・資産等の税收構成比の推移(国税+地方税)



(注)OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税收構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

オランダにおける所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)



(注) OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税収構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

社会保障負担率(対国民所得比)の内訳に係る国際比較

	社会保障負担率			
	被保険者負担分	事業主負担分	自営業者負担分	
日本	16.5%	7.6%	7.5%	1.4%
アメリカ	6.8%	2.5%	3.9%	0.3%
イギリス	8.5%	3.3%	4.9%	0.2%
ドイツ	18.6%	8.3%	8.8%	1.6%
フランス	23.5%	5.7%	16.0%	1.8%
カナダ	6.7%	2.7%	3.8%	0.2%
スウェーデン	15.1%	3.9%	11.0%	0.2%
オランダ	20.0%	8.7%	6.8%	4.5%

(注) 1. OECD "Revenue Statistics 1965-2013" 及び同 "National Accounts (2012年)" による。

2. データの制約上、第22回税制調査会総会(平成27年10月1日)資料P41で示されている各国の社会保障負担率の値とは出所が異なる。

3. スウェーデンの分類不能とされている項目については、被保険者負担分、事業主負担分及び自営業者負担分の比率に応じ按分している。

4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

各国の平均給与額に対する所得控除の割合(単身者のケース)

- OECD “Taxing wages 2015”における各国の「平均給与額」に対する所得控除の合計額の割合は以下のとおり。
 ※ 所得控除のほかに、税額控除、ゼロ税率等による負担調整が行われていることに留意。

	平均給与額	所得控除の割合	所得控除の割合			
			基礎控除	社会保険料控除	給与所得概算控除等	その他
日本	488.2万円	53.0% (258.6万円)	7.8% (38.0万円)	14.1% (68.9万円)	31.1% (151.6万円)	—
アメリカ	5.0万ドル (580.9万円)	20.3% (1.0万ドル)	20.3% (1.0万ドル)	—	—	—
イギリス	3.6万ポンド (652.1万円)	28.1% (1.0万ポンド)	28.1% (1.0万ポンド)	—	—	—
ドイツ	4.6万ユーロ (666.3万円)	16.7% (0.8万ユーロ)	—	14.4% (0.7万ユーロ)	2.2% (0.1万ユーロ)	0.1% (0.0万ユーロ)
フランス	3.7万ユーロ (542.7万円)	27.2% (1.0万ユーロ)	—	19.1% (0.7万ユーロ)	8.1% (0.3万ユーロ)	—
カナダ	4.9万カナダドル (509.7万円)	—	—	—	—	—
スウェーデン	40.8万SEK (652.8万円)	3.2% (1.3万SEK)	3.2% (1.3万SEK)	—	—	—
オランダ	4.9万ユーロ (708.4万円)	—	—	—	—	—

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。

(出所) OECD “Taxing wages 2015”により作成

各国の平均給与額に対する所得控除の割合 (夫婦子2人(片働き)のケース)

○ OECD “Taxing wages 2015”における各国の「平均給与額」に対する所得控除の合計額の割合は以下のとおり。

※ 所得控除のほかに、税額控除、ゼロ税率等による負担調整が行われていることに留意。

	平均給与額	所得控除の割合	所得控除の割合					その他
			基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	社会保険料控除	給与所得概算控除等	
日本	488.2万円	60.7% (296.6万円)	7.8% (38.0万円)	7.8% (38.0万円)	—	14.1% (68.9万円)	31.1% (151.6万円)	—
アメリカ	5.0万ドル (580.9万円)	56.3% (2.8万ドル)	40.5% (2.0万ドル)	—	15.8% (0.8万ドル)	—	—	—
イギリス	3.6万ポンド (652.1万円)	28.1% (1.0万ポンド)	28.1% (1.0万ポンド)	—	—	—	—	—
ドイツ	4.6万ユーロ (666.3万円)	16.5% (0.8万ユーロ)	—	—	—	14.2% (0.7万ユーロ)	2.2% (0.1万ユーロ)	0.2% (0.0万ユーロ)
フランス	3.7万ユーロ (542.7万円)	27.2% (1.0万ユーロ)	—	—	—	19.1% (0.7万ユーロ)	8.1% (0.3万ユーロ)	—
カナダ	4.9万カナダドル (509.7万円)	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	40.8万SEK (652.8万円)	3.2% (1.3万SEK)	3.2% (1.3万SEK)	—	—	—	—	—
オランダ	4.9万ユーロ (708.4万円)	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。

(出所) OECD “Taxing wages 2015”により作成

社会保障給付に対する課税の国際比較①（未定稿）

（2015年1月現在）

		日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	カナダ	スウェーデン	オランダ
公的年金 (注1)	制度類型	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式(注3)	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式
	保険料率	8.737% (適用上限額は 1,026万円(注4))	9.35% (適用上限額は €72,600)	€0～ : 7.15% €38,040～ : 0.3%	6.2% (適用上限額は \$118,500)	£0～ : 0% £7,956～ : 12% £41,860～ : 2% (失業保険料と一 体的に徴収)	0カナダドル～ : 0% 3,500カナダドル～ : 4.95% 53,600カナダドル～ : 0%	7% (適用上限額は 468,867スウェーデン・クローネ。 但し18,823スウェーデン・クローネ の免税点あり)	17.9% (適用上限額は €33,589)
	保険料 控除	控除可能 (限度額なし)	80%を控除可能(注5) (限度額は€35,474 (注6))	控除可能 (限度額なし)	控除不可	控除不可	15%を税額控除可能 (限度額は372カ ナダドル)	税額控除可能 (限度額は32,821 スウェーデン・クローネ)	控除不可
	給付時	課税 (公的年金等控除 有)	課税 (年金控除有)	課税 (年金控除有)	課税 (収入に応じてその 一部を総所得に算入)	課税	課税	課税	課税
医療サービス等 (注2)	制度類型	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式(注3)	税方式	税方式	税方式	社会保険方式(注3)
	保険料率	5.86% (適用上限額は 1,950万円(注4))	7.3% (適用上限額は €49,500)	0.75%	\$0～ : 1.45% \$250,000～ : 2.35% (注7)	/	/	/	9.65% (適用上限額は €33,589)
	保険料 控除	控除可能 (限度額なし)	控除可能 (限度額は€3,800(注6))	控除可能 (限度額なし)	控除不可	/	/	/	控除不可
	給付時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税

(備考) 一般の給与所得者に適用される主な制度及び当該給与所得者に係る負担・給付についての原則的な課税上の取扱いを記載。社会保険方式とは、保険料拠出と受益の権利が連動する方式、税方式とは、保険料拠出がなく又はその程度にかかわらず、一律に受益を受けられる方式をいう。

(注1) 日本は厚生年金保険、ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、アメリカは老齢・遺族・障害年金、イギリスは国民保険、カナダはカナダ年金制度、スウェーデンは所得比例年金・積立年金・保証年金、オランダは老齢年金について記載。

(注2) 日本は全国保険協会管掌健康保険及び介護保険、ドイツは公的医療保険、フランスは一般制度、アメリカはメディケア・パートA、イギリスは国民保健サービス、カナダはメディケア、スウェーデンは保健医療、オランダは特別医療費保険について記載。

(注3) アメリカの公的年金及び医療サービス等の財源は、社会保障税として徴収されるが、いずれも当該拠出と受益の権利が連動することから、制度類型としては社会保険方式に分類。なお、アメリカのメディケア・パートAの対象者は高齢者、障害者等に限定されている。また、オランダの公的医療保険制度には、国が保険者となる長期医療に係る医療保険（特別医療費保険）とは別途、民間保険会社が保険者となる短期医療に係る医療保険（健康保険）が存在し、保険契約に応じて保険料が異なる。

(注4) 保険料率適用上限額は、賞与を年2回受け取るものとした場合の金額。

(注5) 2015年に適用される控除割合。控除割合は毎年2%ずつ引き上げられ、2025年に100%控除可能となる。

(注6) 夫婦共同申告の場合。給与所得者は選択により、上記に代えて、①給与所得者負担の年金保険料の60%及び②賃金の12%（②の限度額は€3,000）の合計額を控除することも可能。

(注7) 夫婦共同申告の場合。

(出典) 各国資料、厚生労働省2014年海外情勢報告等により作成。

社会保障給付に対する課税の国際比較②（未定稿）

（2015年1月現在）

		日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	カナダ	スウェーデン	オランダ
失業保険 <small>（注1）</small>	制度類型	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式 ^{（注2）}	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式
	保険料率	0.5%	1.5% （適用上限額は € 72,600）	2.4% （適用上限額は € 152,160）	0% （全額事業主負担）	£0～ :0% £7,956～ :12% £41,860～ :2% （公的年金保険料 と一体的に徴収）	1.88% （適用上限額は 49,500カナダドル）	基金により負担 額が異なる。	0% （全額事業主負担）
	保険料控除	控除可能 （限度額なし）	控除可能 （限度額は€3,800 <small>（注3）</small> ）	控除可能 （限度額は€3,652）	/	控除不可	15%を税額控除可能 （限度額は140カ ナダドル）	控除不可	/
	給付時	非課税	非課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
生活保護	給付時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	課税

（備考）一般の給与所得者に適用される主な制度及び当該給与所得者に係る負担・給付についての原則的な課税上の取扱いを記載。社会保険方式とは、個人の保険料拠出の有無・程度に応じて受益の有無・程度が決定する方式、税方式とは、個人の保険料拠出がなく又はその程度にかかわらず、一律に受益を受けられる方式をいう。

（注1）日本は雇用保険、ドイツは失業給付I、フランスは雇用復帰支援手当、アメリカは失業保険、イギリスは拠出制求職者給付、カナダは雇用保険、スウェーデンは失業保険、オランダは失業保険について記載。

（注2）アメリカの失業保険の財源は、連邦・州失業保険税として徴収されるが、当該拠出と受益の権利が連動することから、制度類型としては社会保険方式に分類。

（注3）夫婦共同申告の場合。

（出典）各国資料、厚生労働省2014年海外情勢報告、OECD “Benefits and Wages: Country specific information 2013” 等により作成。